省　令

○厚生労働省令第十六号

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）第三条の規定により準用する検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十八条第四項及び第四十一条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令を次のように定める。

令和二年二月十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）第三条の規定により検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の規定を準用する場合においては、同令第六条第二項中「次に掲げる時間」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間」と、同令第六条の二中「場所」とあるのは「場所及び当該者の体温その他の健康状態」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日の翌日から施行する。

（この省令の失効）

2　この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

（検疫法施行規則の一部改正）

3　検疫法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（仮検疫済証の様式等） **第六条**　（略） 2　法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。 一・二　（略） （削る） 三～八　（略）	（仮検疫済証の様式等） **第六条**　（略） 2　法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。 一・二　（略） 三　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間 四～九　（略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）（配送料別）